

電気需給契約書（案）

支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久（以下「甲」という。）と、独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部長 徳本 尚久（以下「乙」という。）（以下「甲」「乙」総称して「甲等」という。）及び〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、広島運輸支局他で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲等及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 丙は、仕様書に基づき、甲等の広島運輸支局他（以下「需要場所」という。）で使用する電力を需要に応じて供給し、甲等は丙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

なお、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

基本料金単価	別紙のとおり
電力量料金単価	
夏 季	別紙のとおり
その他	別紙のとおり

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 甲等は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を全額免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 丙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における 予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センタ

一支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(使用電力量の増減)

第7条 甲等の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

(細目事項の取扱い)

第8条 契約履行上必要な細目事項については、丙の定める「〇〇〇〇約款（中国エリア用）〇〇年 月 日」（以下「約款」という。）に依拠する。

(契約電力)

第9条 各月の契約電力は、以下の各号に該当する場合を除き、その一月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む一月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その一月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備が減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を甲乙丙協議により速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第10条 計量日は原則として毎月1日とし、丙は計量日に記録された値により使用電力等を算定し、甲等の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第11条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の算定)

第12条 一月の料金は、以下の各号に定める「基本料金」及び「電力量料金」並びに、再生可能エネルギー発電促進賦課金（ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、中国管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）等による。）の合計額（以下「料金」という。）とする。

なお、料金に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(1) 基本料金

第3条に定める契約金額
の基本料金単価 $\times$ 契約電力 $\times \frac{185 - \text{力率}}{100}$

(2) 電力量料金

第3条に定める契約金額
の電力量料金単価 $\times$ 使用電力量

ただし、電力量料金は約款により算定された燃料費調整単価による調整を行うものとする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第13条 丙は第10条に定めた検査終了後、前条で定めた算定方法により算出した金額を、甲等の指定する金額にて分割し、一月毎に甲等及び甲等が指定した者に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 甲等は、丙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

3 甲等が、甲等の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合、丙は支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額（消費税等額を除く。）に対して、直近の政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）で定める率で計算した額の遅延利息を請求することができる。

ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

4 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満である場合はその金額を、又はその額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(機密の保持)

第14条 甲等及び丙は、業務上知り得た秘密を、業務運営上特に必要な場合を除き、他に漏らしてはならない。また、本契約終了後においても、この責任を負うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲等は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲等が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、丙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、丙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第16条 丙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、丙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額の電力量料金単価を乗じて得た額に、第12条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として、甲等の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は丙が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が丙に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、丙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第18条 丙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
 - 3 丙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲等に提出し承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。
 - 4 丙は、第3項の申請をする際に併せて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を甲等に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとする時も同様とする。
 - 5 第3項及び第4項の規定は、丙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算

処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

6 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

7 丙は第4項の場合において、甲等が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲等は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第20条 本契約条項について疑義があるとき、又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(紛争の解決)

第21条 この契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6-30

支出負担行為担当官

中国運輸局長 金子 修久

乙 広島県広島市西区観音新町4丁目13-13-2

独立行政法人自動車技術総合機構

中国検査部長 徳本 尚久

丙

1. 契約金額

契約書第3条で定める契約金額は以下のとおりとする。

(基本料金)

基本料金単価 (1 kWにつき) 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

(電力量料金単価)

夏季 (1 kWhにつき) 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

その他 (1 kWhにつき) 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

2. 前項の契約金額は令和7年4月1日時点における消費税率及び地方消費税率による契約金額であるため、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。